

平成30年度事業報告書

第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第2 事業内容

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------|--|
| <p>1 広報啓発活動 (第1号事業)</p> | <p>(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第28回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。《(理事長、専務理事以下職員出席)》 ア 7月25日(月)、秋田市文化会館において開催。県民約1,000人参加。 イ 暴排活動功労者に対する表彰状授与 ・東北ブロック表彰：個人 2人 ・県表彰：個人 13人 ウ 特別講演 ・講師：前警察庁長官（元秋田県警察本部長） 坂口正芳 氏 ・演題：最近の暴力団情勢 《(会長、副会長、顧問、理事長、評議員、監事、専務理事、理事、県民会議職員参加)》</p> <p>(2) 暴力団排除思想の高揚 ア 広報啓発活動 (ア) 路線バスを活用した広報(ステッカー貼付)、(車内放送) 路線バスへの暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用し、暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)を周知するとともに、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識の醸成及び県民会議の更なる知名度アップを図った。 【ステッカー貼付】 ・対象車両：秋田中央交通バス3台 (車内用ステッカー2台、車外用ステッカー1台) ・貼付期間：1年間(平成30年4月1日～平成31年3月31日) 【車内放送】 ・対象車両：秋田中央交通バスの内、バス停「千秋公園前」と「杵前」の間を通過する全車両 ・放送区間：秋田中央交通バス停「千秋公園前」と「杵前」の間 ・放送期間：1年間(平成30年4月1日～平成31年3月31日) (イ) 新聞広告による広報 新聞広告(秋田魁新報)を掲載し、暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)を周知するとともに、潜在被害者の掘り</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|-----|---|
| | <p>起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図った。 (合計3回 7月、10月、12月)</p> <p>(ウ) 他機関広報誌活用</p> <p>a 県内各市町村広報及び秋田県警友会連合会機関誌「秋田警友」に「第28回暴力団壊滅秋田県民大会」開催案内の広告を掲載 (6月・7月)</p> <p>b 秋田県警友会連合会機関誌「秋田警友 第409号(平成30年1月1日付け)」に ～暴力に 負けぬ勇気で つくる町～ 暴力団追放「三ない運動+1」の実践 の広告を掲載。 (H31. 1月)</p> <p>イ 暴排資料等の作成・配布</p> <p>【作成・配付】</p> <p>(ア) 全国センターだより (4月：86号 90部、7月：87号 90部 計180部) (10月・88号 90部、1月：89号 90部 計180部)</p> <p>(イ) 不当要求防止責任者教本 (4月 300部・8月 450部)</p> <p>(ウ) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動 (4月 2,500部)</p> <p>(エ) 暴力団排除チラシ (4月 1,000枚)</p> <p>(オ) 民暴相談のしおり<2018年版> (5月 850部)</p> <p>(カ) 暴排ポスター (5月 400枚)</p> <p>(キ) 企業・行政対象暴力の現状と対策(2018年版) (5月 750部)</p> <p>(ク) 暴力団情勢と対策 (2018年版) (6月 1,550部)</p> <p>(ケ) 暴力団追放うちわ (5月 750本)</p> <p>(コ) 暴追ボールペン (7月 1,500本)</p> <p>(サ) 暴排ポケットティッシュ (7月 1,000個)</p> <p>(シ) 機関紙「あきた県民会議だより AOC vol.45」 (10月 1,400部)</p> <p>(ス) 暴力団追放カレンダー <2018年版> (12月 850本)</p> <p>(セ) ｲﾗｽﾄで見る「暴力団等に対する」基本的対応要領 (H31. 1月 200部)</p> <p>(ソ) 暴力団排除メモ帳 (H31. 1月 1,000冊)</p> <p>(タ) 暴力団追放ステッカー (H31. 3月 1,000枚)</p> <p>(チ) 暴力団追放名入れボールペン (H31. 3月 1,000本)</p> <p>(ツ) J R 東日本秋田駅時刻表 (H31. 3月 10,000部)</p> <p>(テ) 暴力追放ミニのぼり旗 (H31. 3月 100本)</p> <p>【配布】</p> <p>(ア) 暴力団情勢と対策 (2017年版)<賛助会員> (4月 715部)</p> <p>(イ) 暴力団排除クリアファイル<賛助会員> (4月 715枚)</p> <p>(ウ) 暴力団排除ポスター<公共機関・金融機関・民間企業等> (5月 380枚)</p> <p>(エ) 全国センターだより <役員・暴力追放相談委員・警察関係者等> (6月、7月 158部)</p> <p>(オ) 不当要求防止責任者教本 <不当要求防止責任者講習> (5月～H31. 2月 772部)</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|-----|--|
| | <p>(カ) 企業対象暴力の現状と対策(2017年版) 企業・行政対象暴力の現状と対策(2018年版) <不当要求防止責任者講習> (5月～H31.2月 772部)</p> <p>(キ) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動 <不当要求防止責任者講習> (5月～H31.2月 772部)</p> <p>(ク) 暴力団排除チラシ <不当要求防止責任者講習> (5月～H31.2月 772部)</p> <p>(ケ) 暴力団情勢と対策(2017年版) <地区暴追委員会> (5月 50部)</p> <p>(コ) (公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動 (随時)</p> <p>(サ) 暴力団情勢と対策 <2018年版> (随時)</p> <p>(シ) 企業・行政対象暴力の現状と対策 <2018年版> (随時)</p> <p>(ス) 民暴相談のしおり <2018年版> (随時)</p> <p>(セ) 青少年を暴力団から守るためのQ&A (随時)</p> <p>(ソ) 暴力団排除チラシ (随時)</p> <p>(タ) 暴力団排除ポケットティッシュ (随時)</p> <p>(チ) 暴力団排除メモ帳 (随時)</p> <p>(ツ) 暴力団追放印鑑ケース (随時)</p> <p>(テ) 暴力団追放ボールペン (随時)</p> <p>ウ 機関誌(紙)の作成・配布</p> <p>(ア) 県民会議機関紙「J o h o」《専務理事作成》 (183号～194号 12回)</p> <p>(イ) 機関紙「あきた県民会議だより A O C vol.45」 <会長・副会長、役員、顧問、公安委員、暴力追放相談委員・警察関係者、賛助会員等> (10月 1,400部)</p> <p>エ 各種キャンペーンの実施</p> <p>(ア) 「秋田県社会福祉会館PRフェスティバル」において、市民に広く暴力団追放意識の高揚を図るため、「暴力団追放キャンペーン」を実施。 キャンペーンでは、暴力団追放のポスター、桃太郎旗、団扇、提灯、暴排シール(一般用、事業所用)、賛助会会員証等を展示するとともに、暴排資料、各種暴排グッズ(暴排ポケットティッシュ、暴追団扇、JR時刻表、暴追印鑑ケース、暴追ボールペン、PRマグネット)を配布し、広報啓発活動を実施。(秋田竿灯まつり期間中 8/3～8/6)</p> <p>(イ) 日本相撲協会の協力を得て、平成30年夏巡業「大相撲秋田場所」会場において、相撲協会、秋田県警察(組織犯罪対策課及び秋田中央警察署)と合同で暴力団排除キャンペーンを実施し、暴排桃太郎旗の掲示のほか暴排チラシ、ポケットティッシュを配布《専務理事以下職員参加》(8/21)</p> <p>(ウ) 秋田拠点センター「アルベ」“きらめき広場”において開催の「年末年始特別警戒出動式」に参加するとともに、出動式終了後、秋田市長、秋田県警本部長とともにJR東日本秋田駅構内“ポポロード”において、「みんなであつろう安心の街」運動を実施。《理事長・専務理事以下県民会議職員参加》(12/10)</p> <p>(エ) 秋田県社会福祉会館の協力を得て、館内に暴排ポスターの掲示及び暴排資料を備え置き提供。(通年)</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|-----|---|
| | <p>オ 民間の自主的組織活動の支援</p> <p>(ア) 民間企業へ暴力団情勢に関する資料及び暴排チラシ等を提供。 (随時)</p> <p>(イ) 各地区暴力追放運動推進委員会に対して、暴排活動に必要な資料、ポスター及び暴排グッズ等を提供。 (随時)</p> <p>(ウ) 活動支援金の交付 各地区暴力追放推進委員会 (県内15地区の270人を委嘱、平成31年3月末現在の委嘱数は265人 (札幌、仙台、秋田)) に対し、活動支援金 (推進員1人につき3,000円) を交付。 (6月)</p> <p>(3) 県・市町村暴排条例の周知徹底</p> <p>ア 責任者講習時に県・市町村暴排条例及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針) について解説。 (合計 28回 772人)</p> <p>イ 関係機関・団体との連絡協議会等を活用し、各種契約書等に暴排条項導入を指導。 (下半期 2回 41人)</p> <p>(4) 各種契約に「暴排条項」の導入を推進 責任者講習時や関係機関・団体との連絡協議会及び各種相談時等を活用し、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。 (通年)</p> <p>(5) ホームページの有効活用</p> <p>ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。</p> <p>イ 主な掲載内容 県民会議主催の行事や暴排活動等を紹介するなど内容の充実を図り、タイムリーな情報提供を実施。</p> <p>(ア) 事業内容、組織構成、財務概要、情勢と対応、情報開示、賛助会員の募集</p> <p>(イ) 不当要求防止責任者講習</p> <p> a 受講までの手続き</p> <p> b 開催日程・場所等</p> <p>(ウ) 責任者講習当日における巡回暴力相談所の開設</p> <p>(エ) 不当要求被害防止DVDの無料貸出一覧表</p> <p>(オ) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための「政府指針」</p> <p>(カ) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況</p> <p>(キ) 暴力追放功労者表彰</p> <p>(6) 賛助会員の拡大</p> <p>ア 責任者講習や各種会合等でリーフレット「(公) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等の配布による募集広報を実施。</p> <p>イ ホームページ、パンフレット及び各種会合等を活用した募集広報を実施。</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|---|--|
| | ウ 賛助会員数（平成31年3月31日現在） (ア) 賛助会員数 685企業、29個人（850口） (イ) 賛助金納入状況 683企業、29個人（848万円） (H30年度 新規加入12.5口、退会14.5口、増額1.75口、減額なし) |
| 2 暴力団員等による 不当な行為の予防 に関する活動 （第2号事業） | (1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 ア 予防活動等に関する暴排資料の提供 (ア) 県民会議機関紙「J o h o」《専断専横》 (H30.4月～H31.3月 183号～194号 12回) (イ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供 (随時) イ 不当要求被害防止DVDの無料貸出状況（9企業、7公務所） (ア) 大仙警察署〔大仙地区暴力追放推進委員会〕 (4月) ◇「あなたはひとりじゃない！」 ◇「あなたならどうする？不当要求の“常套句”」 ◇「闇にひそむ影」 ◇「負けへんで！あなたの勇気をサポートします」 ◇「黒い契約者」 (イ) 鹿角警察署〔鹿角地区暴力追放推進委員会〕 (5月) ◇「負けへんで！」 ◇「あなたならどうする？その“ひと言”が分かれ道」 (ウ) 大洋ビル管財（株） (6月) ◇「危機に直面してからでは遅すぎる！不当要求対応マニュアルの作成とその実践」 ◇「事前の備えこそが最大の防御」 (エ) イオンディライト（株） (6月) ◇「あなたならどうする？ 不当要求の“常套句”」 ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 ◇「事前の備えこそが最大の防御」 (オ) 湯沢警察署〔湯沢地区暴力追放推進委員会〕 (6月) ◇「暴力団がやってきた！」 (カ) (株)伊徳 (7月) ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 (キ) 秋田信用保証協会 (7月) ◇「基本的対応要領“撃退”」 ◇「あなたならどうする？ 不当要求の“常套句”」 (ク) 秋田中央警察署〔秋田中央地区暴力追放推進委員会〕 (7月) ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 (ケ) 秋田地方法務局本荘支局 (10月) ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 ◇「基本的対応要領“撃退”」 (コ) (株)ゴールデン佐渡 史跡 尾去沢鉦山 (10月) ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 (サ) 湯沢公共職業安定所（ハローワーク湯沢） (11月) ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 |

| 事業名 | 事業内容 |
|-----|--|
| | <p>(シ) 鹿角警察署〔鹿角地区暴力追放推進委員会〕 (12月) ◇「暴排のシナリオ」 ◇「危機に直面してからでは遅すぎる！不当要求対応マニュアルの作成とその実践」 ◇「不当要求防止責任者の役割と講習概要」</p> <p>(ス) (株)プレステージ・インターナショナル秋田BPOキャンパス (12月) ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」 ◇「あなたならどうする？不当要求の“常套句”」 ◇「不当要求の手口と対応」</p> <p>(セ) 秋田県信用保証協会 (12月) ◇「あなたならどうする？不当要求の“常套句”」</p> <p>(ソ) 秋田県レンタカー協会 (H31.2月) ◇「基本的対応要領“撃退”」 ◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」</p> <p>ウ 不当要求被害防止DVDの活用</p> <p>(ア) 不当要求責任者講習時において不当要求被害防止DVD「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」等を活用した視聴覚教養を実施。 (通年)</p> <p>(イ) 暴力追放推進委員研修会において不当要求被害防止DVD「明日を拓く勇気～もう恐れる必要はない～」を活用し、飲食店・信用金庫・不動産業者を舞台に、それぞれの事業者に暴力団員が接近し不当要求を受けるものの、警察や暴追センターの協力により、改正暴対法や暴力団排除条例を駆使し暴力団等を排除していく過程を紹介。 (11月)</p> <p>(2) 暴力追放推進委員の活動の活性化</p> <p>ア 暴力追放推進委員の委嘱 第13期の暴力追放推進委員として、県内15地区の270人を委嘱〔任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日〕。 (4月) (平成31年3月末現在の委嘱数は265人～死、転による欠員)</p> <p>イ 活動支援金の交付 県内15地区の暴力追放推進委員会に活動支援金として、推進員1人につき3,000円を交付。 (6月)</p> <p>ウ 暴力団情報・資料の提供、研修会の開催</p> <p>(ア) 各地区の要望ごとにパンフレット、チラシ等の資料を提供。</p> <p>(イ) 全県の暴力追放推進委員を対象に県内を3ブロックに区分し、各地区ごとに暴力追放推進委員研修会を開催。 ◇県北地区：11月7日 ◇中央・由利地区：11月21日 ◇県南地区：11月28日 《専務理事・事務局長出席》</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携の強化</p> <p>○ 各種会合</p> <p>(ア) 秋田県街商協会定例総会 《専務理事出席》 (4/2)</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> (イ) 秋田県弁護士会民事介入暴力対策研究会 《鈴木相談委員出席》 (5/7) (ウ) 秋田市臨港防犯協会寺内支部 平成30年度「定例総会」 《専務理事出席》 (5/28) (エ) 県民相談に係る関係機関等連絡協議会相談ネットワーク委員会 《事務局出席》 (6/19) (オ) 秋田県遊技業協同組合 経営者・店長等研修会 《専務理事出席》 (8/8) (カ) 司法修習生に対する講義 《専務理事出席》 (8/28) (キ) 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」 《事務局出席》 (9/13) (ク) 秋田県街商協会定例役員会 《専務理事出席》 (10/10) (ケ) 秋田県銀行警察連絡協議会運営委員会 《事務局出席》 (10/10) (コ) 秋田県被害者支援連絡協議会 総会 《事務局出席》 (10/11) (サ) 秋田県証券警察連絡協議会総会 《専務理事出席》 (11/6) (シ) 大町・川反地区暴力団排除連絡会 《専務理事出席》 (11/22) (ス) 秋田県遊技業協同組合主催「年末懇親の夕べ」 《専務理事出席》 (12/7) (セ) 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会 《専務理事出席》 (H31. 1/23) (ソ) 秋田県街商協会定例役員会 《専務理事出席》 (H31. 3/22) |
| <p>3 暴力相談活動 (第3号事業)</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 暴力相談に対する専門性の発揮 <ul style="list-style-type: none"> ア 暴力追放相談委員として、弁護士10人、保護司5人、少年指導委員5人を理事長名で委嘱〔任期：平成31年4月1日～令和2年3月31日〕。(4/1) (H31. 3. 31 弁護士10人、保護司4人、少年指導委員5人) イ 常勤相談委員 1人(警察OB) ウ 暴力追放相談委員として委嘱した弁護士を方面別・月別に指定し、迅速な相談体制を確立。 (2) 暴力相談への的確な対応 <ul style="list-style-type: none"> ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による、随時無料巡回相談所を継続開設。 イ 相談活動実施状況 (H30. 4. 1～H31. 3. 31) <ul style="list-style-type: none"> (ア) 相談受理事件数 202件(前年比 - 6件) (イ) 相談対象 <ul style="list-style-type: none"> a 企業 180件 b 行政 18件 c その他 4件 (ウ) 相談種別 <ul style="list-style-type: none"> a 暴力的不当行為 0件 b 刑罰法令に関する相談 0件 c 刑罰法令以外の行為 1件 |

| 事業名 | 事業内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|-----------|-----|-------|----|--------|-----|-------|----|----------|-----|-------|----|-------|-----|-----------|----|--------|-----|-------|----|---------|----|------|----|----------|----|--|--|
| | <p>d 暴対法に関する相談 50件 (センター事業 45件、その他 5件)</p> <p>e その他の暴力関係 151件 (反社勢力に関する照会等)</p> <p>(エ) 相談内容の対象暴力団等</p> <p>a 指定暴力団 10件 (山口組 9件、住吉 1件)</p> <p>b 準構成員等 5件</p> <p>c その他 187件</p> <p>(オ) 処理状況</p> <p>a 解決 201件</p> <p>b 引継ぎ 1件 (警察へ引継ぎ)</p> <p>c 継続処理中 0件</p> <p>(カ) 相談者の業種別</p> <table border="0" data-bbox="606 716 1388 996"> <tr> <td>a 行政</td> <td>18件</td> <td>h 建設業</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>b 公益事業</td> <td>16件</td> <td>i 運輸業</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>c 金融・保険業</td> <td>86件</td> <td>j 製造業</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>d 警備業</td> <td>31件</td> <td>k 旅館・ホテル業</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>e 不動産業</td> <td>12件</td> <td>l その他</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>f サービス業</td> <td>9件</td> <td>m 不明</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>g 卸売・小売業</td> <td>8件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 「暴力相談」利用の促進</p> <p>ア ホームページによる広報の実施。 (通年)</p> <p>イ 路線バスを活用した広報 路線バスへの暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用し、暴力団に関する相談電話 (フリーダイヤル) を周知するとともに、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識の醸成及び県民会議の更なる知名度アップを図った。 (通年)</p> <p>ウ 新聞広告による広報 新聞広告 (秋田魁新報) を掲載し、暴力団に関する相談電話 (フリーダイヤル) を周知するとともに、潜在被害者の掘り起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図った。 (3回 7月、10月、12月)</p> <p>エ 各種会合等で、資料 (小冊子)、チラシ、パンフレット等を配布するとともに広報を実施。 (通年)</p> <p>オ 不当要求防止責任者講習における広報</p> <p>(ア) リーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布及び広報を実施。 (28回 772人)</p> <p>(イ) 不当要求防止責任者講習の会場において「巡回暴力相談所」を開設。 (16回)</p> <p>カ 他機関紙(誌)を活用した広報 秋田県警察及び秋田県が発行する各種相談窓口一覧表に掲載依頼し、「暴力相談」利用の促進を図った。</p> | a 行政 | 18件 | h 建設業 | 3件 | b 公益事業 | 16件 | i 運輸業 | 3件 | c 金融・保険業 | 86件 | j 製造業 | 3件 | d 警備業 | 31件 | k 旅館・ホテル業 | 2件 | e 不動産業 | 12件 | l その他 | 8件 | f サービス業 | 9件 | m 不明 | 3件 | g 卸売・小売業 | 8件 | | |
| a 行政 | 18件 | h 建設業 | 3件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b 公益事業 | 16件 | i 運輸業 | 3件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 金融・保険業 | 86件 | j 製造業 | 3件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| d 警備業 | 31件 | k 旅館・ホテル業 | 2件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| e 不動産業 | 12件 | l その他 | 8件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| f サービス業 | 9件 | m 不明 | 3件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| g 卸売・小売業 | 8件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | 事業内容 |
|--|---|
| <p>4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 (第4号事業)</p> | <p>(1) 少年を暴力団から守るための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体との連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ア 弁護士10人、少年指導委員5人、保護司5人を暴力相談委員に委嘱し、少年相談への対応体制を構築するとともに、関係機関・団体との連携強化。(4/1) イ 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」において、関係機関・団体と情報交換。《事務局長出席》(9/13) ウ 少年指導委員研修会における講話 警察本部少年女性安全課と連携し、「秋田県少年指導委員研修会において、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施。《専務理事出席》(10/12、10/26) <p>(2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」において「青少年を暴力団から守るためのQ&A」配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に有効活用。 《事務局長出席》(9/13) イ 新規委嘱の少年指導員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用。 《専務理事出席》(10/26) ウ 不当要求防止責任者講習受講者の中の学校関係者(高等学校及び教育委員会職員)に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、生徒指導への活用を図るために有効活用。 《事務局長、鈴木相談委員出席》(通年) |
| <p>5 暴力団離脱者に対する支援活動 (第5号事業)</p> | <p>(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、刑務所服役者に対する指導状況の把握及びその他暴力団員からの離脱相談等の把握。(通年) イ 秋田県街商協会定例総会、同定例役員会において情報交換及び協力要請を実施。《専務理事出席》(4/2)(10/10)(H30.3/22) ウ 平成30年度「暴力団離脱者社会復帰支援対策連絡会」の開催 警察(組織犯罪対策課)、行政(国、県、秋田市)、弁護士及び暴力追放相談委員(保護司)が出席し、情報交換等を実施。 《専務理事以下県民会議職員出席》(H31.2/8) <p>(2) 協賛事業所との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 暴力団離脱者社会復帰支援協賛事業所への協力要請依頼 県内24の暴力団離脱者社会復帰支援協賛事業所に対して依頼文書を発出するとともに、秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーとともに協賛事業所を訪問し、事業所の実情把握と離脱者の雇用について理解と協力要請を実施。 《専務理事、鈴木相談委員訪問》(H31.1月、2月) |

| 事業名 | 事業内容 |
|--|---|
| | <p>イ 平成30年度における雇用報奨金の支給は、取扱いなし。</p> <p>(3) 離脱希望者等に対する支援 平成30年度における離脱希望者等に対する支援は、取扱いなし。</p> |
| <p>6 暴力団事務所 使用差止請求の 代行訴訟活動 (第6号事業)</p> | <p>(1) 制度の周知徹底を図るための広報 ア ホームページへの掲載。 (通年) イ リーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布による広報を実施。 (通年) ウ チラシ等の暴排資料による広報を実施。 (通年) エ 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット及びチラシ等に基づき、関係機関との会議、不当要求防止責任者講習等において広報を実施。 (通年)</p> <p>(2) 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動 平成30年度における暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動は、取扱いなし。</p> |
| <p>7 不当要求防止 責任者講習の実施 (第7号事業)</p> | <p>(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に県・市町村暴排条例及び政府指針(企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針)について解説。 (28回 772人)</p> <p>(2) 「責任者講習」受講の促進 ア ホームページを活用した講習開催日程表等を掲載。 (通年) イ リーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」、パンフレット等を配布。 (通年)</p> <p>(3) 不当要求による被害防止体制の確立 不当要求防止責任者講習では、講習資料として「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布するとともに、不当要求被害防止対応DVD等を活用しながら、責任者の役割、対応のための基本的な心構え、具体的対応要領、事業所内における対応マニュアルの作成等について教示し、被害防止体制確立の重要性を訴えた。 (28回 772人)</p> <p>(4) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容 ① 講習実施の都度アンケート調査を実施し、その結果を講習に反映させ充実を図っている。 (通年) ② 警察本部組織犯罪対策課員による暴力団情勢等の講話を実施。 (通年) ③ 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話を実施。 (通年)</p> |

| 事業名 | 事業内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------|------|----------|----|----------|------|-------|----|----------|------|--------|----|---------|-----|-----------|----|-------|-----|-------|----|-------|-----|-------|-----|--------|----|--|--|
| | <p>(エ) 不当要求対応DVD「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」等視聴覚教材を活用した研修を実施。 (通年)</p> <p>(オ) 最近の暴力団等反社会的勢力関係者が絡む相談事例及び特殊詐欺被害事例等紹介による研修を実施。 (通年)</p> <p>イ 講習の実施状況（平成30年度）</p> <p>(ア) 県内13会場において開催</p> <p>(イ) 実施回数 28回</p> <p>(ウ) 講習受講者数 772人</p> <p> a 選任時講習 434人</p> <p> b 定期講習 338人</p> <p>(エ) 講習対象別</p> <table border="0" data-bbox="606 739 1404 1030"> <tr> <td>a 公務所</td> <td>184人</td> <td>h 運輸・運送業</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>b 金融・保険業</td> <td>304人</td> <td>i 警備業</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>c 建設・不動産</td> <td>102人</td> <td>j 飲食店業</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>d サービス業</td> <td>83人</td> <td>k ホテル・旅館業</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>e 販売業</td> <td>36人</td> <td>l 製造業</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>f 娯楽業</td> <td>12人</td> <td>m その他</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>g 医療関係</td> <td>9人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(5) 不当要求被害防止研修会の開催</p> <p>(ア) 秋田市臨港防犯協会寺内支部 平成30年度「定例総会」 《専務理事出席》(5/28)</p> <p>(イ) 秋田県遊技業協同組合 経営者・店長等研修会 《専務理事出席》(8/8)</p> <p>(ウ) 秋田地方法務局研修会《鈴木相談委員出席》(9/19)</p> <p>(エ) 国土交通省秋田河川事務所研修会《鈴木相談委員出席》(9/28)</p> <p>(オ) 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会 《専務理事出席》(H31.1/23)</p> <p>(カ) 秋田地方法務局大曲支局研修会《事務局長出席》(H31.1/24)</p> <p>(キ) あいおいニッセイ同和損害保険(株)研修会 《鈴木相談委員出席》(H31.2/12)</p> <p>(ク) 秋田県レンタカー協会研修会《鈴木相談委員出席》(H31.2/26)</p> <p>(ケ) J A 共済連秋田研修会《鈴木相談委員出席》(H31.2/28) (合計 9回 325人)</p> <p>(6) 不当要求防止責任者講習会に関する勉強会の開催 秋田弁護士会と責任者講習に関する勉強会を開催し、効果的な責任者講習の運用を図った。 (5/7)</p> | a 公務所 | 184人 | h 運輸・運送業 | 9人 | b 金融・保険業 | 304人 | i 警備業 | 8人 | c 建設・不動産 | 102人 | j 飲食店業 | 6人 | d サービス業 | 83人 | k ホテル・旅館業 | 5人 | e 販売業 | 36人 | l 製造業 | 2人 | f 娯楽業 | 12人 | m その他 | 12人 | g 医療関係 | 9人 | | |
| a 公務所 | 184人 | h 運輸・運送業 | 9人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b 金融・保険業 | 304人 | i 警備業 | 8人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 建設・不動産 | 102人 | j 飲食店業 | 6人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| d サービス業 | 83人 | k ホテル・旅館業 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| e 販売業 | 36人 | l 製造業 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| f 娯楽業 | 12人 | m その他 | 12人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| g 医療関係 | 9人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 不当要求情報管理機関 に対する援助 (第8号事業) | <p>(1) 研修会への講師派遣、暴力団の活動状況等の情報提供</p> <p>ア 秋田県銀行警察連絡協議会運営委員会において、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供。《事務局長出席》(10/10)</p> <p>イ 秋田県証券警察連絡協議会総会において、暴力団情勢及び</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | 事業内容 |
|--|--|
| | <p>暴力団の活動状況等について情報提供。 《事務理事出席》(11/6)</p> <p>(2) 照会に対する回答(通年) 各機関・団体等からの照会に対しては、迅速的確に対応。</p> |
| <p>9 被害者の救済・支援活動 (第9号事業)</p> | <p>(1) 平成30年度における被害者の救済・支援活動は、取扱いなし。</p> <p>(2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報 ア ホームページへの掲載による広報を実施。(通年) イ リーフレット(「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」)、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報を実施。(通年)</p> <p>(3) 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等において広報を実施。 ア 県民相談に係る関係機関等連絡協議会相談ネットワーク委員会《事務局長出席》(6/19) イ 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」《事務局長出席》(9/13) ウ 秋田県被害者支援連絡協議会総会《事務局長出席》(10/11) エ 犯罪被害者週間「県民のつどい」《事務局長出席》(12/1) オ 不当要求防止責任者講習《事務局長、鈴木相談委員出席》(28回) (合計 32回)</p> |
| <p>10 少年指導委員の活動に必要な研修等の実施 (第10号事業)</p> | <p>(1) 少年指導委員研修会における講話の実施 警察本部少年女性安全課と連携し、秋田県少年指導委員研修会において、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施。《事務理事出席》(10/12、10/26)</p> <p>(2) 資料配布 少年指導委員研修会において新規委嘱の少年指導員に対して「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用。《事務理事出席》(10/26)</p> |
| <p>11 調査研究活動 (第11号事業)</p> | <p>(1) 「秋田県民事介入暴力対策研究会」との連携強化 ア 効果的な「不当要求防止責任者講習」に向けた研修会の開催 秋田弁護士会と県民会議により「不当要求防止責任者講習」に関する意見交換及び研究を実施。《鈴木相談委員出席》(5/7) イ 「秋田県民事介入暴力対策研究会」への出席 秋田県警察、秋田弁護士会、県民会議の三者による「秋田県民事介入暴力対策研究会」において相互の連携を密にし、</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|--------|---|
| | <p>民事介入暴力事案に関する情報交換及び研究を実施。 《専務理事、鈴木相談委員出席》（10/9）</p> <p>(2) アンケート調査の実施 不当要求防止責任者講習時に、県民会議の認知度、事業に対する理解度、講習に対する要望・意見等を把握するためのアンケート調査を実施し、その集約結果を県警察、弁護士会と共有するとともに事業活動等に反映。 （下半期 実施回数13回、実施対象399人、回答者384人、回答率96.2%）</p> <p>(3) 調査・資料収集活動 県内外の情報を調査・収集し、県民会議発行の広報資料、講習等の資料として活用。</p> <p>ア 暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会 《事務局長、鈴木相談委員出席》（5/9）</p> <p>イ 平成30年度東北ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会 《専務理事出席》（7/2）</p> <p>ウ 秋田県民事介入暴力対策研究会 《専務理事・鈴木相談委員出席》（10/9）</p> <p>エ 都道府県暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長研修会 《専務理事出席》（10/19）</p> <p>オ 民事介入暴力対策新潟大会 《専務理事出席》（11/2）</p> <p>カ 全国暴力追放運動中央大会 《専務理事出席》（11/27）</p> |
| 12 その他 | <p>(1) 理事会及び評議員会の開催</p> <p>ア 平成30年度理事会の開催</p> <p>（ア）第1回通常理事会 《理事長、専務理事、理事 以下職員出席》（5/21）</p> <p>（イ）第2回臨時理事会 《理事長、専務理事、理事 以下職員出席》（6/12）</p> <p>（ウ）第3回臨時理事会（書面表決）（6/22）</p> <p>（エ）第4回臨時理事会 《理事長、監事、専務理事、理事、県民会議職員出席》（10/16）</p> <p>（オ）第5回通常理事会 《理事長、監事、専務理事、理事、県民会議職員出席》（H31.3.25）</p> <p>イ 平成30年度評議員会の開催</p> <p>・ 定時評議員会 《評議員長、評議員、専務理事 県民会議職員出席》（6/12）</p> <p>(2) 暴力追放功勞表彰</p> <p>ア 全国暴力追放運動中央大会〔東京都 明治記念館〕 《全国表彰（個人）》</p> <p>（ア）暴力追放榮譽 銅章 1人</p> <p>（イ）暴力追放功勞職員表彰 1人 《専務理事・鈴木相談委員出席》（11/27）</p> <p>イ 第28回暴力団壊滅秋田県民大会〔秋田市文化会館〕（7/25）</p> <p>（ア）東北ブロック表彰：個人 2人</p> <p>（イ）県表彰：個人 13人 《理事長、監事、専務理事、理事、県民会議職員出席》（11/27）</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|-----|--|
| | (3) その他 ア 秋田県県民栄誉章顕彰式 《理事長出席》 (10/2) イ 【公益法人】法人運営セミナー 《専務理事、白川職員出席》 (10/26) ウ 公社等職員共同採用試験担当者会議 《事務局長出席》 (11/26) |